

業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施致しますので、次のとおり公募致します。

平成19年8月10日

京都市長 梶本頼兼

1 業務内容

(1) 業務名称

建築基準法による接道ルールの京北地域への導入に向けた道路調査等業務

(2) 委託業務の案件の特質など

今回の業務は、都市計画区域外であるため建築基準法第3章の「建築物の敷地、構造、建築設備及び用途」の規制が適用されない京北地域において、建築基準法第68条の9の規定に基づき、同法第42条から第45条に相当する「建築物の敷地等と道路との関係」等の規定を条例により、導入することを目的とした調査等の業務である。

地域の状況に応じた条例を制定するための基礎資料として、建築基準法上や都市計画的な観点からの地域の道の状況や特徴を把握することを目的に、建築物の立ち並びや幅員等を現場調査し、分類整理を行う。併せて同基礎資料をもとに条例案の策定に向けた検討資料の作成等の業務を行うものである。

(3) 履行期間

契約の日から平成20年3月19日（水）まで

(4) 成果物の納品場所

京都市都市計画局建築指導部建築指導課

2 応募者の資格に関する事項

応募者は、次の資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（測量設計関係）
- (2) 建設コンサルタント登録規定の登録部門のうち、「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録を受けている者
- (4) 応募者の公募開始から選定結果の通知の日までの期間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 本市内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 資料等の交付期間、場所及び方法

次の各号に定める期間及び場所において、資料等を手渡しにより配布する。

(1) 交付期間

公告の日から参加希望申出書提出期限の日（平成19年8月22日）の正午まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 交付場所

ア 郵便番号

604-8571

イ 住所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎2階）

ウ 交付者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課京北担当

エ 電話番号

075-222-3620

オ FAX

075-212-3657

(3) 交付する資料

ア 委託業務の受託を希望する物に配布する本委託業務に関する資料は、以下のとおりとする。

(7) 建築基準法による接道ルール of 京北地域への導入に向けた道路調査等業務委託仕様書 (案)

(イ) 建築基準法による接道ルール of 京北地域への導入に向けた道路調査等業務委託に係る技術提案書

(ウ) 参加希望申出書

(E) 建築基準法による接道ルール of 京北地域への導入に向けた道路調査等業務委託の審査基準

イ 応募者に貸与する本委託業務に関する資料は、以下のとおりとする。

(7) 京北地域の土地利用ルールのあり方取りまとめ

(イ) 別図1

4. 質問の受付期間、方法、提出先及びその回答

(1) 受付期間及び提出方法

本プロポーザルについての質問は、原則として書面 (様式自由) により、平成19年8月22日 (水) 午後5時までに、3(2)の場所で行うこと (午前9時から

午後5時まで（市役所閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))。

また、問い合わせ手段については、持参、郵送又はFAXのいずれかを利用すること。郵送又はFAXによる問い合わせを行った場合には、必ず着信確認を行うこと。

(2) 回答

質問に対する回答は、收受又は着信確認の翌日から起算して、概ね5日（市役所閉庁日を除く。）以内に、FAXにて行う。

5 技術提案書の提出について

(1) 提出部数

7部

(2) 提出期限

平成19年9月5日（水）午後5時までに、3(2)の場所に持参すること（ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。))。これ以外の手段（郵送、FAX又は電子メールなど）による提出は受理しない。

(3) 提出物

ア 建築基準法による接道ルール of 京北地域への導入に向けた道路調査等業務委託に係る技術提案書

イ 会社経歴書

6 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定は、技術提案書及びヒアリングにより行う。評価項目は以下のとおりとする。

(1) 業務実施体制

- ア 担当者の経験, 資格等
- イ 体制の充実度
- ウ 類似, 関連業務の評価

(2) 提案の的確性

- ア 提案項目の理解度
- イ 道路調査内容の的確性
- ウ 制度検討資料の的確性
- エ 制度運用手法の効率性

(3) 受託希望金額

受託希望金額の妥当性

7 ヒアリングについて

技術提案書の内容に関するプレゼンテーション及び質疑を行うためのヒアリングを実施する。

提出された技術提案書が8件を超える場合は, 書類審査により8件の提案を選出するものとする。

8 その他

(1) 技術提案書に記載された管理技術者及び主任技術者は, その変更に関し合理的な理由があり, 同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合を除き, 変更することはできない。また, 管理技術者と主任技術者は原則として兼任できないものとする。

(2) 技術提案書作成に関する費用は応募者の負担とする。

- (3) 提出された技術提案書は返却しない。
- (4) 提出された技術提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、請求者に公開する。ただし、同条例第7条第2項に該当する場合を除く。
- (5) 技術提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 選定された技術提案書を提出した応募者と、後日「建築基準法による接道ルールの京北地域への導入に向けた道路調査等業務委託仕様書（案）」に従い業務委託契約を締結する。なお、同仕様書（案）は、契約段階において若干の修正を行う場合もある。
- (7) 契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (8) 平成19年度の概算予算価格は、約15,000千円（消費税及び地方消費税相当額含む。）である。
- (9) 平成20年度の業務内容及び予算については、平成19年度の調査結果等から決定する。また、受託業者の選定についても別途行うこととする。
- (10) 貸与資料は、技術提案書の提出の際、返却することとする。
なお、技術提案書の提出を行わないときは、平成19年8月29日までに返却することとする。
- (11) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

（都市計画局建築指導部建築指導課）